

2006年11月21日

福井県知事 西川一誠様

## 異議申立書

1, 異議申立人の住所、氏名

(総代) 岐阜県山県市西深瀬208-1 寺町知正 (53才)

別紙一覧のとおり

2, 異議申立てに係る処分の表示

福井県知事が異議申立人ら12名に対してした「平成18年11月20日付け  
男女県第313号」の公文書の非公開(不存在)決定

担当課 福井県男女参画・県民活動課

公文書の名称

「2006年11月2日開催の福井県男女共同参画審議会の会議の記録(電磁  
的データ・テープなど)」

3, 異議申立てに係る決定があったことを知った年月日

2006年11月20日ないし21日ころ

4, 異議申立ての趣旨

「2, 記載の処分を取り消す」との決定を求める。

5, 異議申立ての理由

後述のとおり

6, 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福井県知事に対して異議申立てをすることができます。・・・」との教示があった。

7, 添付書類

2, 記載の処分である公文書非公開(不存在)決定通知書の写し1通

## 異議申立ての理由

### 第1 はじめに

福井県情報公開条例（以下、「本件条例」という）に基づく公文書非公開（不  
存在）決定は、公開請求のあった対象公文書（録音テープ及び電磁的データ）が存  
在しないのではなく、本件条例の対象の文書ではないとの判断でなされたもので  
ある。

しかし、本件情報公開請求にかかる録音テープ及び電磁的データは、条例上の  
意味において、「作成、取得」し「管理」に該当するものであり、実施機関は本  
件条例2条2項の解釈を誤ったものである。以下その理由を述べる。

### 第2 本件条例の趣旨目的

#### 1. 知る権利の位置づけ

本件条例は、冒頭の附則において次のとおり明文している。

「地方自治の本旨に基づいた県政を推進するためには、県が、県政を負託してい  
る県民に対して、その諸活動の状況を説明する責務を全うすることが必要であり、  
このことは、同時に、県民の「知る権利」の実現に寄与することでもある。

情報公開制度は、県がこのような「説明責務」を全うするための重要な制度で  
あり、地方分権が進展し、今後ますます地方自治体と住民の自立と自己責任が求  
められていく中で、県民の理解と信頼を基本とする、公正で透明性の高い県政を  
実現する上においても、不可欠のものである。

このような考え方に立って、この条例を制定する。」

#### 2. 目的

第1条（目的）は以下である。

「この条例は、公文書の公開を請求する権利の内容を明らかにするとともに、  
公文書の公開の手續その他必要な事項を定めることにより、県民の県政参加の一  
層の推進および県政の公正な運営の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づい  
た県政の推進に資することを目的とする。」としている。

#### 3. 解釈の原則

第3条（実施機関の責務）は、以下である。

「実施機関は、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利がじゅうぶん保  
障されるように、この条例を解釈し、および運用しなければならない。

この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされるこ  
とのないように、最大限の配慮をしなければならない。」

以上、非公開処分の判断においては、これらの原点が重視されねばならない。

### 第3 本件処分の違法性

#### 1. 本件条例第2条の規定

本件条例における公文書の定義の第2条は以下である。

「この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、  
人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内  
水面漁場管理委員会および公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（１）官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

（２）県立図書館その他の県の機関において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」

## 2. 本件条例第2条2項の意味

本件で問題となるのは、「職務上作成し、または取得した」と「実施機関が管理しているもの」の意味である。

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。つまり、当該文書の作成名義人が誰かは問題ではなく、例えば、私人が作成した文書でも前記要件を満たすかぎり情報公開請求の対象たる「公文書」に該当する。

「職務」には、国等が法律又はこれに基づく政令による知事その他の実施機関に委任した事務（機関委任事務）及び地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む、と理解されている。

「実施機関が管理しているもの」とは、各実施機関において定めている公文書管理規定等の定めるところにより保管し、又は保存することにより、公的に支配している公文書をいう、と理解されている。

これを本件に当てはめると、テープの録音者がだれであろうと、テープ及びテープ起こしの内容を記録した電磁的データについて、県（の職員）が管理していれば、本件条例の対象となる公文書にあたる。

## 3. 本件テープ及び電磁的データの存在

本件情報公開請求時点でテープ及び電磁的データは福井県担当課に存在し、かつ、本件処分時にも存在した。よって、本件テープ及び電磁的データを「不存在」として非公開処分したことは違法であって、直ちに取り消されねばならない。

## 第4 テープの廃棄は違法行為

### 1. 管理

担当課によれば、録音の議事録化が完了したら本件テープは廃棄する、という。

### 2. 情報公開請求権

本件は、情報公開請求時点の文書に対する処分が争点である。

以下の判例のとおり、情報公開請求者の権利侵害は許されない。よって、万が一にも廃棄されたら、求償請求を検討せざるを得ない。

平成9（行ツ）136 交際費等非公開決定処分取消請求事件 平成14年2月28日 最高裁判所第一小法廷判決の関連部を引用する。

「第2 本件条例は、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めている（1条）。本件条例における公文書の公開とは、実施機関が本件条例の定めるところにより公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいい（2条3項）、実施機関は、本件条例に基づき公文書の公開を求める請求書を受理したときは、請求に係る公文書の公開をしようかどうかの決定をしなければならないものとされている（8条1項）。そして、県内に住所を有する者や県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等、5条各号のいずれかに該当する者は、実施機関に対して公文書の公開を請求することができるのであり（5条）、本件条例には、請求者が請求に係る公文書の内容を知り、又はその写しを取得している場合に当該公文書の公開を制限する趣旨の規定は存在しない。これらの規定に照らすと、【要旨】本件条例5条所定の公開請求権者は、本件条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有するというべきであるから、請求に係る公文書の非公開決定の取消訴訟において当該公文書が書証として提出されたとしても、当該公文書の非公開決定の取消しを求める訴えの利益は消滅するものではないと解するのが相当である。したがって、本件処分1のうち原審係属中に書証として提出された番号325・・を非公開とした部分並びに本件処分2のうち原審係属中に書証として提出された交際の相手方以外の者が発行した本件領収書を非公開とした部分を取り消すべきものとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。」

### 3. 廃棄は違法

本件条例には「第31条（公文書の管理）」の規定がある。

「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるとともに、これを閲覧に供しなければならない。」

仮に、この規定においていうテープの廃棄の基準があるとしても、情報公開請求時点でテープが存在していれば、本件条例の対象であるから、公開請求されている以上は域はできない。もっとも、テープの廃棄の基準が存在する場合、その基準は本件条例の趣旨に照らせば、違法で無効な基準であるとも言える。

いずれにしろ、テープを廃棄することは、情報公開請求人の権利を侵害することになるから、廃棄は許されない違法行為である。

### 第5 公文書公開の必要性

会議録が作成された場合に、福井県がその正当性を立証し、住民が真偽あるいは間違いの有無を確認するためにも、録音の記録はきわめて重要である。本件において、テープが公開される意義はきわめて高い。福井県行政が公正、公平に事務事業を執行していることが公知されるためには、これら公文書が公開されることが必要で、公開によって県政への理解と信頼が高まることは明らかである。本件情報が公開されることは、本件条例の解釈、運用として正当なものである。

以上

様式第4号（第3条関係）

## 公文書非公開決定通知書

男女県第313号  
平成18年11月20日

様  
様  
様  
様  
様  
様  
様  
様  
様  
様  
様  
様



福井県知事 西川 一誠

2006年11月6日付けで請求のあった公文書の公開について、福井県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

公文書の名称	2006年11月2日開催の福井県男女共同参画審議会の会議の記録 (電磁的データ・テープなど)
公開しない理由	公文書不存在
※ 公開することができる期 日および範囲	年 月 日 (この日以降に改めて請求してください。) (範囲)
担当課(所)	男女参画・県民活動課(電話番号0776-20-0319)
備 考	

注 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。

- 1 この決定に不服のある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福井県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。
- 3 1の異議申立てをした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。